

中小企業信用保険法第2条第5項第5号に基づく認定申請について

《セーフティネット保証制度》

	条 件	提出書類
5号 (イ) 売上高の減少関連	1. 対象 指定業種に属する事業を行っている中小企業者。 2. 基準 最近3か月間の売上高等が前年同期の売上高等に比して <u>5%以上</u> 減少していること。	◆申請書2部（押印省略可） ◆添付用明細表（町独自様式） ◆比較する売上高を証明できるもの（決算書、試算表等） ◆個人の場合 確定申告書の写し等1部 （実在確認・事業実態がわかる書類） ◆法人の場合 法人登記事項証明書1部（コピー可） ◆金融機関等が提出する場合 委任状（押印は金融機関の押切印）
5号 (ロ) 原材料に占める 原油価格の高騰関連	1. 対象 指定業種に属する事業を行っている中小企業者。 2. 基準 原油価格の上昇により、製品等に係る売上原価のうち20%以上を占める原油等の仕入価格が20%以上上昇しているにもかかわらず、物の販売又は役務の提供の価格（加工賃を含む。）の引上げが著しく困難であるため、最近3か月間の売上高に占める原油等の仕入価格の割合が、前年同期の売上高に占める原油等の仕入れ価格の割合を上回っていること。	◆申請書2部（押印省略可） ◆添付用明細表（町独自様式） ◆最近3か月および前年同期の売上高を証明できるもの（決算書、試算表等） ◆個人の場合 確定申告書の写し等1部 （実在確認・事業実態がわかる書類） ◆法人の場合 法人登記事項証明書1部（コピー可） ◆金融機関等が提出する場合 委任状（押印は金融機関の押切印）

新型コロナウイルスによる認定基準運用緩和の様式について

【売上高の減少関係 減少率5%以上】

通常の様式例			
通常の様式例	1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合 【兼業①】 営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合	様式第5-(イ)-①	3か月の減少率
	【兼業②】 主たる事業(最近1年間の売上高等が最も大きい事業)が属する業種(主たる業種)が指定業種である場合	様式第5-(イ)-②	3か月の減少率 (全体の減少率)
	【兼業③】 指定業種に属する事業の売上高等の減少が申請者全体の売上高等に相当程度の影響を与えている	様式第5-(イ)-③	3か月の減少率 (全体の減少率)
認定基準緩和の様式例			
認定基準緩和の様式例	1つの指定業種に属する事業のみを営んでいる場合 【兼業①】 営んでいる複数の事業が全て指定業種に属する場合	様式第5-(イ)-④	両方の減少率
	【兼業②】 主たる事業(最近1年間の売上高等が最も大きい事業)が属する業種(主たる業種)が指定業種である場合	様式第5-(イ)-⑤	両方の減少率 (全体の減少率)
	【兼業③】 指定業種に属する事業の売上高等の減少が申請者全体の売上高等に相当程度の影響を与えている	様式第5-(イ)-⑥	両方の減少率 (全体の減少率)

申請の受付および問い合わせについて

セーフティネット保証にともなう特定中小企業者認定の受付窓口は、事業所の所在地を管轄する市町村です。個人の場合は事業所の所在地であり、単なる住所ではありませんのでご注意ください。

また、認定申請の受付は市町村で行いますが、実際の融資や保証、それに関わる審査は各金融機関や信用保証協会が行います。制度全体については、関東経済産業局または埼玉県信用保証協会にお問い合わせください。

●関東経済産業局 産業部中小企業金融課 TEL 048-600-0425

●埼玉県信用保証協会 川越支店保証課 TEL 049-249-1681

鳩山町役場 産業環境課
農業・商工業政策担当 TEL049-296-5895